

件 名	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例																																		
主 管 課	市町振興課（選挙管理委員会）																																		
根拠法令等	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律 （令和7年6月4日公布、施行）																																		
【改正の概要】																																			
選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬額を改定しようとするもの （前回改正：令和元年7月4日）																																			
○選 挙 長 1日につき 10,800 円 → 12,200 円（+1,400 円）																																			
○選挙分会長 1日につき 10,800 円 → 12,200 円（+1,400 円）																																			
○選挙立会人 1日につき 8,900 円 → 10,100 円（+1,200 円）																																			
施 行 日	公布の日																																		
【その他参考事項】																																			
1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の概要																																			
① 基準法の概要																																			
国がその経費を負担しなければならない衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに特別法制定に伴う住民投票の執行に関し、地方公共団体が行うこととされる事務に要する経費について、あらかじめ国が負担する経費の基準を定め、国が支出する額を保証し、選挙等の事務の適正円滑な執行を確保する。																																			
② 改正の背景																																			
最近における物価の変動及び選挙等の執行状況等を踏まえ、関係基準額に所要の改正を加えたもの。3年ごとに物価の変動等を踏まえ参院選前に改定している。																																			
③ 改正の概要																																			
<table><tr><th>経費の種類</th><th>改定後（円）</th><th>改定前（円）</th><th>差額（円）</th></tr><tr><td>投票所・共通投票所の投票管理者</td><td>14,500</td><td>12,800</td><td>1,700</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>12,800</td><td>11,300</td><td>1,500</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>12,200</td><td>10,800</td><td>1,400</td></tr><tr><td>選挙長・選挙分会長</td><td>12,200</td><td>10,800</td><td>1,400</td></tr><tr><td>投票所・共通投票所の投票立会人</td><td>12,400</td><td>10,900</td><td>1,500</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>10,900</td><td>9,600</td><td>1,300</td></tr><tr><td>開票立会人・選挙立会人</td><td>10,100</td><td>8,900</td><td>1,200</td></tr></table>				経費の種類	改定後（円）	改定前（円）	差額（円）	投票所・共通投票所の投票管理者	14,500	12,800	1,700	期日前投票所の投票管理者	12,800	11,300	1,500	開票管理者	12,200	10,800	1,400	選挙長・選挙分会長	12,200	10,800	1,400	投票所・共通投票所の投票立会人	12,400	10,900	1,500	期日前投票所の投票立会人	10,900	9,600	1,300	開票立会人・選挙立会人	10,100	8,900	1,200
経費の種類	改定後（円）	改定前（円）	差額（円）																																
投票所・共通投票所の投票管理者	14,500	12,800	1,700																																
期日前投票所の投票管理者	12,800	11,300	1,500																																
開票管理者	12,200	10,800	1,400																																
選挙長・選挙分会長	12,200	10,800	1,400																																
投票所・共通投票所の投票立会人	12,400	10,900	1,500																																
期日前投票所の投票立会人	10,900	9,600	1,300																																
開票立会人・選挙立会人	10,100	8,900	1,200																																
2 県の選挙に係る選挙経費																																			
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する経費については、当該地方公共団体の負担となり、基準法の適用はないが、本県では、基準法に準じて選挙経費を算定・支出している。																																			